

京都市訓令甲第15号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月11日

京都市長 門川 大作

第8条第1項中「市長が必要があると認める」を「押印文書を大量に作成するときその他別に定める」に改め、同条第2項中「この項の規定による決定について公文書規程の規定により起案責任者となる者をいう。次項において」を「公文書規程第2条第19号に規定する文書管理責任者をいう。以下」に改め、「に合議したうえ、市長」を削り、同条第4項中「(この項の規定による決定について公文書規程の規定により起案責任者となる者をいう。次項において同じ。)」及び「に合議したうえ、市長」を削り、同条第5項中「に合議したうえ、市長」を削る。

第9条第1項中「に合議のうえ、市長」を削り、同条第2項ただし書中「市長が適当と認める」を「別に定める」に改める。

第13条中「訓令」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの訓令」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(総務局総務部文書課)